

## 弁護士報酬規定

2025年8月改訂

すいれん法律事務所

下表記載金額はいずれも目安であり、事案に応じて、着手金又は手数料及び報酬金の金額を増減する場合があります。詳しくは、ご依頼の際にご相談ください。なお、下表記載の金額、割合(%)はいずれも消費税を含みます。

### 1. 法律相談等

No.	内容	費目	弁護士報酬の額		顧問先
1	法律相談	法律相談料	30分以内で終了する場合	5,500円	顧問契約内の ご相談は無料
			1時間	11,000円	
			1時間を超える場合	30分単位で5,500円加算	
2	書面による鑑定	鑑定料	複雑・特殊でない場合	110,000円～330,000円	-20%
			複雑・特殊な場合	別途協議	-20%
3	内容証明郵便作成	手数料	弁護士名なし	33,000円～	顧問契約にて規定
			弁護士名あり	55,000円～	顧問契約にて規定

※ 書面による鑑定結果を第三者に開示する場合は、担当弁護士の承諾が必要です。

### 2. 顧問契約

No.	契約者	月額顧問料	備考
1	法人(個人事業主を含む。)	55,000円～	
2	個人	22,000円～	

※ 月額顧問料の額は、想定されるご相談内容や頻度、事業規模等によって異なります。

※ 顧問契約内でできる業務内容は、各位のご希望に応じて設定いたします。設定内容によって月額顧問料が変わります。

### 3. 民事事件(但し、後掲特殊事件を除く。)

No.	経済的利益の額	着手金	報酬金	顧問先
1	~300万円	8.8%	17.6%	-20%
2	300万円超～3000万円以下	5.5% + 99,000円	11% + 198,000円	-20%
3	3000万円超～3億円以下	3.3% + 759,000円	6.6% + 1,518,000円	-20%
4	3億円超	2.2% + 4,059,000円	4.4% + 8,118,000円	-20%

※ 着手金の最低額は165,000円とします(調停事件及び示談交渉事件も同様)。

※ 経済的利益が観念できない行政事件の着手金及び報酬金の最低額は550,000円とします。

※ 調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、上表記載金額の3分の2に減額することができるものとします。

※ 調停又は示談交渉事件に引き続いて訴訟事件を受任した場合の着手金は、既払金額と上表記載金額の差額とします。

#### 4. 契約締結交渉

No.	経済的利益の額	着手金	報酬金	顧問先
1	~300万円	2.2%	4.4%	-20%
2	300万円超~3000万円以下	1.1% + 33,000円	2.2% + 66,000円	-20%
3	3000万円超~3億円以下	0.55% + 198,000円	1.1% + 396,000円	-20%
4	3億円超	0.33% + 858,000円	0.66% + 1,716,000円	-20%

※ 着手金の最低額は165,000円とします。

※ 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料は請求いたしません。

#### 5. 督促手続事件(但し、執行は含まない。)

No.	経済的利益の額	着手金	報酬金	顧問先
1	~300万円	2.2%	「3. 民事事件」又は「6. 手形・小切手訴訟事件」に準じます。	報酬金のみ、-20%
2	300万円超~3000万円以下	1.1% + 33,000円		報酬金のみ、-20%
3	3000万円超~3億円以下	0.55% + 198,000円		報酬金のみ、-20%
4	3億円超	0.33% + 858,000円		報酬金のみ、-20%

※ 着手金の最低額は82,500円とします。

※ 通常訴訟に移行したときの着手金は、「3. 民事事件」又は「6. 手形・小切手訴訟事件」の額と上表記載金額の差額です。

#### 6. 手形・小切手訴訟事件

No.	経済的利益の額	着手金	報酬金	顧問先
1	~300万円	4.4%	8.8%	-20%
2	300万円超~3000万円以下	2.75% + 49,500円	5.5% + 99,000円	-20%
3	3000万円超~3億円以下	1.65% + 379,500円	3.3% + 759,000円	-20%
4	3億円超	1.1% + 2,029,500円	2.2% + 4,059,000円	-20%

※ 着手金の最低額は165,000円とします。

※ 事案により、着手金及び報酬金の金額を増減する場合があります。

#### 7. 境界に関する事件

No.	種別	着手金	報酬金	備考
1	調停、仲裁センター及び示談交渉事件	330,000円~	330,000円~	報酬金は原則として着手金と同額です。
2	訴訟	550,000円~	550,000円~	

※ 示談交渉事件から引き続き調停又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、上表記載金額の2分の1とします。

※ 調停、仲裁センター又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、上表記載金額の2分の1とします。

※ 上表記載金額は、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、増減額することがあります。

※ 解決にあたり財産給付を伴うときは、「3. 民事事件」により計算した報酬金の額を加算します。

## 8. 借地非訟事件

No.	借地権の価額	着手金	報酬金	備考
1	~5,000万円	330,000円~550,000円	「3.民事事件」に準じます。	報酬金の基準となる経済的利益は、以下に定めるとおりとします。
2	5,000万円超	550,000円 + 5,000万円を超える部分に対する0.55%	「3.民事事件」に準じます。	

- ※ 申立人 (1) 申立が認められたときは、借地権の額の2分の1  
 (2) 相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1
- ※ 相手方 (1) 申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1  
 (2) 賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額
- ※ 示談交渉から引き続き調停又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、上表記載金額の2分の1とします。
- ※ 調停、仲裁センター又は示談交渉事件から引き続き受任するときの着手金は、上表記載金額の2分の1とします。

## 9. 保全命令申立事件等

No.	種別	着手金	報酬金	備考
1-1	審尋又は口頭弁論を経ない場合	「3.民事事件」の2分の1	重大・複雑でない場合 なし	
			重大又は複雑な場合 「3.民事事件」の4分の1	
1-2	審尋又は口頭弁論を経た場合	「3.民事事件」の3分の1	重大・複雑でない場合 なし	
			重大又は複雑な場合 「3.民事事件」の3分の1	
2-1	通常の場合	なし	なし	
2-2	保全執行事件	「3.民事事件」の2分の1	「3.民事事件」の4分の1	
2-3		「3.民事事件」の2分の1	「3.民事事件」の4分の1	

- ※ 1, 2とも、着手金の最低額は165,000円とします。  
 ※ 1の手続のみにより本案の目的を達したときは、「3. 民事事件」に準じて報酬金を受けることができるものとします。  
 ※ 上表記載の着手金及び報酬金は、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができるものとします。

## 10. 民事執行事件

No.	種別	着手金	報酬金	備考
1-1	民事執行事件	単独で受任する場合	「3.民事事件」の2分の1	「3.民事事件」の4分の1
1-2		本案事件に引き続き受任する場合	「3.民事事件」の3分の1	本案事件についての定めによります。
2-1	執行停止事件	単独で受任する場合	「3.民事事件」の2分の1	重大・複雑な場合のみ 「3.民事事件」の4分の1
2-2		本案事件に引き続き受任する場合	「3.民事事件」の3分の1	

- ※ 1, 2とも、着手金の最低額は82,500円とします。

## 11. 債務整理

### (1) 一般個人の場合

No.	種別	着手金	報酬金	備考
1-1	破産・免責申立	330,000円～	原則なし	
1-2	免責(異議)申立のみを受任する場合	220,000円	220,000円	
2-1	個人再生	住宅ローン特則なし 住宅ローン・原則型	385,000円～	なし
2-2		住宅ローン・リスケジュール型	440,000円～	
3-1	任意整理	商工ローン以外	1件 22,000円	(1) 業者との間で和解が成立した場合、1件につき着手金と同額 (2) 業者から過払金の返還を受けた場合は、返還を受けた額の22%
3-2		商工ローン	1件 55,000円	

※ 上記金額はいずれも目安であり、資産及び負債の額や事件処理に要する執務量等に応じて、金額が増減します。

※ 破産又は個人再生申立の過程で業者から過払金の返還を受けた場合の報酬金は、任意整理(2)によります。

※ 上記とは別に、以下の実費が必要となります。

- 破産・免責申立(同時廃止)、個人再生の場合 30,000～50,000円程度
- 破産・免責申立(管財事件)、個人再生で再生委員が選任された場合 230,000～250,000円程度  
このうち20万円程度は裁判所への予納金(官報公告費用分を除く。)です。予納金の額は事案により増減があります。
- 任意整理の場合 10,000円程度

※ 免責不許可事由が甚だしい場合は、報酬金を定めることができます。

### (2) 個人事業主又は法人の場合

No.	種別	着手金	報酬金	備考
1-1	破産・免責申立 個人事業主	440,000円～	なし	申立の過程で業者から過払金の返還を受けた場合の報酬金は、返還を受けた額の22%とします。
1-2	免責(異議)申立のみを受任する場合	220,000円～330,000円	220,000円～330,000円	
1-3	破産申立 法人	550,000円～		
3-1	個人再生	住宅ローン特則なし 住宅ローン・原則型	385,000円～	
3-2		住宅ローン・リスケジュール型	440,000円～	
3-3	免責(異議)申立(民事再生法第235条)	220,000円～330,000円	220,000円～330,000円	
4	民事再生 法人	1,100,000円～	「3.民事事件」に準じます。	
5	任意整理 個人事業主 法人	550,000円～	(1) 550,000円～ (2) (1)に加え、業者から過払金の返還を受けた場合は、返還を受けた額の22%	

※ 上記金額はいずれも目安であり、資産及び負債の額や事件処理に要する執務量等に応じて、金額が増減します。

※ 民事再生事件の着手金及び報酬金について

- 民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれます。
- 再生手続開始決定を受けた後、再生手続終了までの執務の対価として、協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けることができるものとします。
- 経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては、既に受領している月額で定める弁護士報酬の額を考慮するものとします。

※ 上記とは別に、予納金等の実費が必要となります。

## 12. 夫婦・親子関係事件

No.	種別	着手金	報酬金	備考
1-1	離婚(円満)事件	交渉	220,000円	着手金と同額
1-2		調停	330,000円	着手金と同額
1-3		訴訟	550,000円	着手金と同額
2-1	婚姻費用・養育費請求事件(調停・審判)	離婚事件に付随する場合	110,000円	「3.民事事件」に準じますが、将来分については経済的利益の上限を2年分の合計額とします。
2-2		離婚事件に付随しない場合	275,000円	
3	子の引渡し、面会交流、親権者(監護権者)変更、養子縁組・離縁事件	離婚事件に準じます。	離婚事件に準じます。	

※ 上記は標準的な金額であり、事案により、着手金及び報酬金の金額を増減する場合があります。

※ 離婚事件につき、慰謝料、財産分与等の財産給付を伴うときは、「3. 民事事件」により計算した報酬金の額を加算します。

※ 離婚事件につき、交渉事件から引き続いて調停事件を受任する場合の調停事件の着手金額は、165,000円になります。

※ 離婚事件につき、調停事件から引き続いて訴訟事件を受任する場合の訴訟事件の着手金額は、330,000円になります。

※ 婚姻費用・養育費請求事件の着手金額は、原則として、調停から審判までを含みます(審判移行時に追加の着手金はいただけません。)。調停中の事情変更により審判時に追加の着手金をいただく場合は、別途、協議とします。

## 13. 相続事件

No.	種別	着手金	報酬金	備考
1-1	遺産分割請求事件	交渉	330,000円～	「3.民事事件」に準じます。
1-2		調停・審判	550,000円～	「3.民事事件」に準じます。
2	遺留分侵害額請求事件		「3.民事事件」に準じます。	「3.民事事件」に準じます。
3-1	相続放棄	複雑・特殊でない場合	55,000円	なし
3-2		複雑・特殊な場合	110,000円～	なし

※ 遺産分割請求事件(調停・審判)につき、交渉事件から引き続いて調停・審判事件を受任する場合の調停・審判事件の着手金額は、275,000円になります。

※ 遺産分割請求調停事件の着手金額は、審判事件の着手金を含みます(審判移行時に追加の着手金はいただけません。)。

## 14. 遺言書作成、遺言執行者手数料

No.	種別	経済的利益の額	手数料
1-1	遺言書作成	定型のもの	110,000円～220,000円
1-2		非定型のもの	220,000円～
1-3		公正証書作成	上記に加え、33,000円
2	遺言執行者	～300万円	330,000円
		300万円超～3000万円以下	2.2% + 262,000円
		3000万円超～3億円以下	1.1% + 594,000円
		3億円超	0.55% + 2,244,000円

※ 遺言作成にかかる手数料額は、遺産の多寡や事務処理に要する執務量に応じて定めます。

※ 遺言執行者に就任する場合で、遺言の検認が必要な場合は、予め検認にかかる費用を納めていただきます。

## 15. 刑事事件

### (1) 着手金

No.	刑事事件の内容	着手金	備考
1	起訴前及び起訴後(第一審及び上訴審を指します。)の事案簡明な事件	330,000円～550,000円	
2	起訴前及び起訴後の前項以外の事件及び再審事件	550,000円～	
3	再審請求事件	550,000円～	

※ 事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ、繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は事件を要しない事件であって、

- 起訴前については事実関係に争いがない情状事件
  - 起訴後については公判終結までの公判開廷数が2～3回と見込まれる情状事件(但し、上告事件を除く。)
  - 上告審については事実関係に争いがない情状事件
- をいいます。

※ 起訴前に受任した事件が起訴(但し、求略式命令を除く。)され、引き続いて起訴後の事件を受任するときは、別途、上表記載の着手金を受けることができるものとします。但し、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1を上限とします。

### (2) 報酬金

No.	段階	結果	報酬金	備考
1-1	起訴前	不起訴	220,000円～550,000円	
1-2		求略式命令	110,000円～440,000円	
2-1	起訴後	無罪	550,000円～	
2-2		刑の執行猶予	220,000円～550,000円	
2-3		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当額	
2-4		検察官上訴が棄却された場合	220,000円～550,000円	

## 16. 少年事件

### (1) 着手金

No.	事件の内容	着手金	備考
1	家庭裁判所送致前及び送致後	330,000円～550,000円	
2	抗告・再抗告及び保護処分の取消		

※ 家庭裁判所に送致された事件が逆送され、引き続いて逆送後の事件を受任するときは、別途、刑事事件記載の着手金を受けることができるものとします。但し、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1を上限とします。

### (2) 報酬金

No.	事件の内容	着手金	備考
1	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	330,000円～550,000円	
2	その他		

## 17. 被害者支援事件

### (1) 着手金

支援内容及び事件の性質等に応じて、「3. 民事事件」「15. 刑事事件」「16. 少年事件」に準じて算定します。

### (2) 報酬金

加害者側から金銭的給付を受けた場合に限り、「3. 民事事件」に準じて算定します。